

## かわじま自立・共生プラン2021（案）に関する意見等の募集結果について

### 提出期間

令和3年2月3日～令和3年2月23日

### 意見の募集結果

提出者数 1名 提出件数 7件

### 意見提出方法の内訳

ファクシミリ 1件

□意見の概要と町の考え方

意見	理由	町の考え方(修正がある場合は修正内容)
<p>P41「2「保健・医療を推進する」まちづくり」</p> <p>計画案42ページに「高次脳機能障がい者の支援充実」という施策が位置ついておりますが、埼玉県に確認したところ、「福祉行政報告例」「市町村における相談支援」で川島町から埼玉県に報告された高次脳機能障がい者の相談人数は、平成20年度から令和元年度までの12年間、いずれの年度も0人とのこと。</p> <p>実効性のある施策、例えば高次脳機能障がいの疑いのある方を早期に診断につなげる体制を作る、といった施策を計画に位置づけ、高次脳機能障がいについての相談者が浮かび上がるようにして下さい。</p>	<p>脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった第2号被保険者の方への支援は、多くの場合、障害福祉サービスよりも介護保険サービスの利用が優先されますが、【資料】の糸魚川保健所(糸魚川地域振興局健康福祉部)の調査で報告されているように、脳卒中の後遺症で高次の機能障がいとなった第2号被保険者の方が、高次脳機能障がいあるいは器質性精神障がいと診断してもらえないために、障害福祉サービスが利用できていない可能性があるのではないのでしょうか。</p>	<p>P42【主な取組】の「高次脳機能障がい者の支援充実」について、以下のとおり内容を修正いたします。</p> <p>「医療機関との連携を強化し、高次脳機能障がい者の早期発見と対応を推進し、支援の充実に努めます。また、国や県の動向等の情報を収集し、適切な対応を図ります。」</p>
<p>P63「(2) 自立訓練(機能訓練)」のところ</p> <p>計画案では、以下のような説明が記されています。</p> <p>＝＝＝</p> <p>＝自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。＝＝＝</p> <p>＝</p> <p>自立訓練(機能訓練)の対象に、身体障がいのない高次脳機能障がいも含まれるようになったことを記入していただき、さらに機能訓練の内容として、高次脳機能障がい者に即した認知リハビリテーション訓練なども実施していくことを記してください。</p>	<p>国の地方分権改革に関する提案制度を活用して、以下のように、特別区長会が「身体障がいのない高次脳機能障がい者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和」を求めておりました。</p> <p>＝＝＝</p> <p>平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 提案事項(事項名) 身体障がいのない高次脳機能障がい者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和 提案団体 特別区長会 ＝</p> <p>＝＝＝</p> <p>その提案は認められ、自立訓練対象者の要件緩和により、障がいの区別なく支援が可能となり、自立訓練(機能訓練)の枠組みで「身体障がいのない高次脳機能障がい者に対する専門的なりハビリテーション」も提供できるようになり、その状況は、以下のように内閣府のホームページの「地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集(令和2年2月)」などで紹介されています。</p> <p>＝＝＝</p> <p>＝＝＝＝＝＝＝＝＝事例01 自立訓練対象者の要件緩和により、障がいの区別なく支援が可能となり、障害福祉サービスが充実～自立訓練対象者の要件緩和～ 「身体障がいのない高次脳機能障がい者に対する専門的なりハビリテーションを提供」</p> <p>＝</p> <p>＝＝＝</p>	<p>自立訓練(機能訓練)については、高次脳機能障がいのある方も利用対象に含め、事業を行っております。</p>
<p>P57「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところか、P76「7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところ</p> <p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」と記された何れかのところを「精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。</p>	<p>国の基本指針には、以下のように記入されています。</p> <p>＝＝＝</p> <p>発達障がい及び高次脳機能障がいについては、従来から精神障がいに含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。＝＝＝</p> <p>＝＝＝</p> <p>精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。</p> <p>＝＝＝</p> <p>＝</p>	<p>発達障がい及び高次脳機能障がいは精神障がいに含まれております。</p>

意見	理由	町の考え方(修正がある場合は修正内容)																								
<p>P70「4 相談支援」のところ、あるいはP79「3 相談支援事業」のところ</p> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方を、器質性精神障害(高次脳機能障害)との診断につなげ、併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげるなど、若年性認知症や高次脳機能障害の方への相談支援体制の在り方を見直し、支援体制を整備していくことを計画に記してください。</p>	<p>認知機能に障害のある認知症、若年性認知症、高次脳機能障害の方は、国際疾病分類第10版(ICD-10)で同じカテゴリF0(症状性を含む器質性精神障害)に分類されます。</p> <p>この方々は、65歳以上であれば、一定の要件を満たせば、精神障害との診断がなくても、障害者控除対象者認定書の交付を受けることで、障害者控除の対象になります。</p> <p>ですが、65歳未満の場合、介護保険サービスの利用が優先であれ、障害福祉サービスが優先であれ、精神障害としての診断のうえ、精神保健福祉手帳の取得にまで至らなければ、障害者控除の申請すらできません。</p> <p>国は、平成27年2月18日付の事務連絡として「介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。」といった文書を出しています。</p> <p>また、平成30年度の診療報酬改定の際、医療・介護・福祉事業者間での切れ目ない連携を推進する観点から、入退院支援や退院時の指導等における要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携が追加されています。</p> <p>昨年10月27日に閣議決定された「循環器病対策推進基本計画」では、「循環器病の後遺症を有する者に対する支援」として「高次脳機能障害者のニーズに応じた相談支援」に取り組むことが記されています。</p> <p>「福祉行政報告例」第21の3「市町村における相談支援」で、平成27年度から令和元年度まで埼玉県に報告した高次脳機能障害者の相談人数は、埼玉県によると、川島町、皆野町、長瀬町からは、平成27年度から令和元年度までの5年間、高次脳機能障害者の相談人数は、以下のように報告されているそうです。</p> <table border="1" data-bbox="808 1172 1255 1320"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川島町</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>皆野町</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>長瀬町</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>川島町では、介護保険サービスが優先になる脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスの相談支援事業につながっていないのかもしれませんが、国の基本方針には、以下のように記されています。</p> <p>国の基本方針には、以下のように記されています。</p> <p>=====  相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要がある。=====  =====</p> <p>なお、現在、意見公募中の「三芳町障がい者福祉計画等(素案)」では、「施策(2)相談・ケア体制の充実」のところで、事業名「自立支援協議会相談支援部会の活用」のところで、内容「対応困難な相談事例を検討する場として、また重症心身障がい児・者や高次脳機能障がい・発達障がい、軽度の発達への不安など一般的にサービス提供体制の整備が遅れている方々への支援策検討の場として自立支援協議会相談支援部会を活用します。」と記されています。</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	川島町	0人	0人	0人	0人	0人	皆野町	0人	1人	1人	1人	2人	長瀬町	0人	0人	1人	1人	1人	<p>個々の状況に応じて対応しております。年金については、関係課と連携をとり、支援の体制づくりを行っております。</p>
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度																					
川島町	0人	0人	0人	0人	0人																					
皆野町	0人	1人	1人	1人	2人																					
長瀬町	0人	0人	1人	1人	1人																					

意見	理由	町の考え方(修正がある場合は修正内容)
<p>P81「6 意思疎通支援事業」</p> <p>現在、意見公募中の三芳町の「三芳町障がい者福祉計画等(素案)」に記されている取り組みなどを参考に、手話や要約筆記以外での意思疎通支援について、川島町として検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>現在、意見公募中の「三芳町障がい者福祉計画等(素案)」では、コミュニケーション支援事業の説明のところで「今後は、知的障がい・高次脳機能障がい・発達障がい者の意思疎通支援策を自立支援協議会の専門部会をとおして検討していきます。」と記していきます。</p> <p>障害者基本計画(第4次)には、以下のような記載がございます。</p> <p>=====</p> <p>(3) 意思疎通支援の充実</p> <p>○聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。=====</p>	<p>当該項目は事業の見込量等が主旨となっておりますので、P39(4)を以下のとおり修正いたします。</p> <p>■コミュニケーション支援事業の充実</p> <p>聴覚障がいや言語障がいなど、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者又は要約筆記者の派遣やその他意思疎通に必要なサービスを行い、社会参加や社会生活においてコミュニケーションが円滑に行えるよう体制の充実に努めます。</p>

意見	理由	町の考え方(修正がある場合は修正内容)
<p>P83「11 その他の事業」</p> <p>計画案に記載はありませんが、川島町では障害があって徘徊してしまう方も「どこシル伝言板(徘徊高齢者等見守りシール交付事業)」の対象にされていると思います。</p> <p>障害のある方を対象にした「どこシル伝言板(徘徊高齢者等見守りシール交付事業)」の実施について、「その他の事業」のところに記入していただければ幸いです。</p>	<p>記憶障害や地誌的障害のために、徘徊してしまう高次脳機能障害の方がおられます。</p> <p>そのようなことを踏まえ、羽生市、久喜市、入間市、伊奈町、前橋市では、徘徊の可能性のある高次脳機能障害者は、65歳未満でも、以下のように徘徊見守り事業の対象となっています。</p> <p>羽生市徘徊高齢者ステッカー 認知症等のために著しい徘徊行動が見られる高齢者等(若年性認知症の方や高次脳機能障害の方も含む)が対象。</p> <p>久喜市徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業 医師により高次脳機能障がいと診断されている方も対象。</p> <p>入間市 徘徊SOS支援事業 ◇対象者 65歳以上で、認知症症状により徘徊癖のある方 ・40歳以上で、介護保険の認定を持っている方のうち、認知症症状により徘徊癖のある方 ・療育手帳の所持者で、徘徊癖のある方 ・器質性精神障害があり、認知症症状により徘徊癖のある方</p> <p>いな見守り ONE TEAM事業 認知症などにより日常的に外出時の見守り支援が必要な高齢者または障がい者(外出時見守り対象者)が対象。</p> <p>前橋市 GPS端末貸出事業 ◇対象者 ・在宅の65歳以上の高齢者で、行方不明になるおそれがある方 ・在宅の40歳以上65歳未満の方で、認知症、高次脳機能障害及びその他の認知機能低下をきたす疾患により、行方不明になるおそれがある方</p> <p>広報あさか2018年10月号(No.737)の16ページには、「はいかい高齢者見守りシールの対象が高次脳機能障害のある方にも拡大されました」という記事が掲載されています。</p> <p>さらに、令和3年1月27日に開催された朝霞市障害者プラン推進委員会(第4回)の資料が朝霞市のホームページで公開されていますが、第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画(素案)に関するパブリック・コメント(意見募集)の結果を受けて、「その他(市の独自事業)」のところで『御意見を踏まえ、令和3年2月から開始した「朝霞市障害者等見守りシール交付事業」を記載します。』と「市の考え・対応等」が記されています。</p> <p>また、令和3年1月15日(金)まで意見公募が実施されていた越生町の第7期越生町障がい者計画、第6期越生町障がい福祉計画及び第2期越生町障がい児福祉計画(素案)では、「第3章 越生町障がい福祉計画 越生町障がい児福祉計画」第5節 地域生活支援事業の見込量」(11)その他の事業」の最後の事業として、以下の事業が掲載されていました。</p> <p>=====</p> <p>認知症高齢者等SOSネットワーク事業 高次脳機能障がいの方などが、行方不明になった場合、早期に発見できるよう関係機関との連絡体制を構築する事業</p> <p>=====</p> <p>なお、東日本大震災の折には、以下の新聞記事のように、避難先で徘徊し、亡くなってしまった50歳の高次脳機能障害の方がおられますので申し添えます。</p> <p>=====</p> <p>高次脳機能障害の男性死亡 遺族が施設運営者を提訴へ 河北新報・2012年2月28日火曜日</p> <p>高次脳機能障害の男性＝当時(50)＝が東日本大震災後、一時的に保護されていた仙台市泉区のグループホームを抜け出して川に転落、死亡したのは、ホームを運営するNPO法人(泉区)側の安全配慮義務違反や説明義務違反のためだとして、遺族が法人に約9000万円の損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こすことが27日、分かった。</p> <p>男性は施設入所の必要ななかったが、避難所生活は困難で、家庭の事情から帰宅もできなかった。裁判は、福祉施設が災害時、障害者保護のために取った緊急措置について、どこまで責任を負うべきかが焦点となるとみられ、福祉の現場に大きな影響を与えそうだ。</p> <p>遺族側によると、男性は昨年3月11日、NPO法人が運営する自立訓練施設(若林区)で被災し、近くの学校に避難。翌12日からNPO法人が営む別の通所施設(泉区)で過ごし、さらにグループホームに移った23日、夜間に徘徊(はいかい)し、近くの川に転落、水死した。</p> <p>遺族側は「徘徊傾向があることは法人側に伝えていた。グループホームに移す際、付き添いを付けるなど、適切な配慮をするべきだった。1人にすることや部屋に施錠しないことも説明がなかった」と訴えている。</p> <p>法人関係者は「男性が亡くなったことは非常に残念。主張は裁判で明らかにし、違反の有無は司法に判断してもらいたい」と話している。</p> <p>東日本大震災では、多くの福祉施設が、避難所での生活が難しい障害者や高齢者をやむを得ず保護。公的な支援が遅れる中、現場では定員を大幅に超える要援護者のケアに追われる状態が続いた。</p> <p>[高次脳機能障害]記憶障害や、集中できなくなるほどの注意障害、目的にかなった行動ができない遂行機能障害などが現れる。交通事故や病氣、転倒に伴う頭部外傷などによる脳の損傷が原因とされる。=====</p>	<p>川島町において、徘徊高齢者等見守りシール事業を実施しておりますので、当該事業について、以下のとおり追記いたします。</p> <p>■11 その他の事業 ⑦徘徊高齢者等見守りシール事業 高齢者や障がい者が行方不明になった際、衣服や持ち物に貼ったQRコードが読み取られると、ご家族へ発見通知メールが届くようになる事業です。</p>

意見	理由	町の考え方(修正がある場合は修正内容)
<p>P44「3 「健やかに育ち学べる」まちづくり」のところ、あるいは P59「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」のところ、あるいは P72「5 障がい児支援」のところ</p> <p>高次脳機能障害児への支援体制の整備について、計画に記してください。</p>	<p>埼玉県に確認したところ、川島町から「福祉行政報告例」第21の3 市町村における相談支援」で報告された高次脳機能障害児の相談人数は、平成20年度から令和元年度までの12年間、0人で推移しているとのことでした。</p> <p>発達障害児の陰に、高次脳機能障害児が、隠れてしまっているかもしれません。</p> <p>国の基本指針には、前回も、そして今回も、以下のように「高次脳機能障害を有する障害児に対する支援」が記されています。</p> <p>=====</p> <p>===== (二)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。=====</p> <p>=====</p>	<p>本計画において高次脳機能障がいのある方も対象としています。当該ケースにおいても、他の障がいのある方と同様に対応いたします。</p>